

令和7事務年度 国税庁実績評価の概要（案）

1. 令和7事務年度の実績目標等の評価一覧	1
2. 令和6事務年度及び令和7事務年度における評価ごとの集計結果	2
3. 令和7事務年度の目標及び施策ごとの評価結果	3
4. 理由を付して評価を行った目標	6
【参考1】 国税庁におけるデジタル化に関する主な取組（令和7事務年度）	7
【参考2】 評価基準（評価マニュアル）	9

1. 令和7事務年度の実績目標等の評定一覧

国税庁の使命 「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」

実績目標(大)

財務省政策評価における政策目標
: 2-2～4

〔実績目標(大)1〕

内 国 税 の 適 正 か つ
公 平 な 賦 課 及 び 徴 収
A (A)

〔実績目標(大)2〕

酒 類 業 の 健 全 な
発 達 の 促 進
A (A)

〔実績目標(大)3〕

税 理 士 業 務 の
適 正 な 運 営 の 確 保
S (S)

実績目標(小)

〔実績目標(小)1-1〕

税 務 行 政 の
適 正 な 執 行
A (A)

〔実績目標(小)1-2〕

税 務 行 政 の
デ ジ タ ル ・ ト ラ ン ス
フ ォ ー メ ー シ ョ ン
A (A)

〔実績目標(小)1-3〕

納 税 者 サ ー ビ ス
の 充 実
A (A)

〔実績目標(小)1-4〕

適 正 な 調 査 ・ 徴 収 等 の 実 施
及 び 納 税 者 の 権 利 救 済
A (A)

〔実績目標(小)1-5〕

国 際 化 へ の 取 組
S (S)

業績目標

〔業績目標1-2-1〕

オンラインによる税務手続の推進
A (A)

税務手続がオンラインで簡便にできる環境を整備し、
「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の
実現を目指します。

〔業績目標1-2-2〕

デジタルの活用による業務の効率化・高度化
A (A)

デジタルの利点を最大限に活用して、内部事務・外部
事務の効率化・高度化を図ります。

〔業績目標1-2-3〕

事業者のデジタル化促進 A (A)

税務手続のデジタル化を起点として、事業者が日頃行
う事務処理のデジタル化を促進することにより、社会全
体のDXの進展に貢献します。

〔業績目標1-3-1〕

広報・広聴活動等の充実
A (A)

国民各層・納税者の方々への視点に立っ
た情報の提供に努めるとともに、租税の
意義・役割、納税意識の重要性や税務行
政についての理解・協力を求めます。
また、国民各層・納税者の方々の意
見・要望等を聴取し、事務の改善に努め
ます。

〔業績目標1-3-2〕

相談等への適切な対応
S (S)

問合せや相談に対して迅速かつ的確に
対応するとともに、納税者の満足度が向
上するよう努めます。

〔業績目標1-4-1〕

適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施
A (A)

適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められ
る納税者に対しては、的確な調査・行政指導を実施することによ
り誤りを是正します。

〔業績目標1-4-2〕

期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組
S (S)

期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない
納税者に対して滞納処分を執行するなどにより徴収します。

〔業績目標1-4-3〕

不服申立てへの取組
S (S)

不服申立てに適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の
救済を図ります。

※ 各目標の符号は令和7事務年度の評定。()は令和6事務年度の評定。評定は、S+、S、A、B、Cの5段階。

2. 令和6事務年度及び令和7事務年度における評価区分別集計結果

各府省共通 の評価区分		S +	S	A	B	C	合 計
		目標超過達成	目標達成	相当程度 進展あり	進展が 大きくない	目標に向かっ ていない	
実績目標 (大)	6事務年度	0	1	2	0	0	3
	7事務年度	0	1	2	0	0	3
実績目標 (小)	6事務年度	0	1	4	0	0	5
	7事務年度	0	1	4	0	0	5
業績目標	6事務年度	0	3	5	0	0	8
	7事務年度	0	3	5	0	0	8
合 計	6事務年度	0	5	11	0	0	16
	7事務年度	0	5	11	0	0	16

3. 令和7事務年度の目標及び施策ごとの評価結果 ①

実績目標・業績目標・施策			評 定	
			6事務年度	7事務年度
【実績目標(大)1】 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収			A	A
【実績目標(小)1-1】 税務行政の適正な執行			A	A
施策	(1)	関係法令の適正な適用と迅速な処理	s	b
	(2)	税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等	a	a
	(3)	守秘義務の遵守	a	a
	(4)	職員研修の充実	s	s
【実績目標(小)1-2】 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション			A	A
【業績目標1-2-1】オンラインによる税務手続の推進			A	A
施策	(1)	オンライン申告等の推進	a	a
	(2)	マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組	a	a
	(3)	利用者目線に立った情報提供	a	a
	(4)	キャッシュレス納付の推進	s	a
	(5)	申請・届出等の合理化・デジタル化	a	a
【業績目標1-2-2】デジタルの活用による業務の効率化・高度化			A	A
施策	(1)	内部事務のセンター化の推進	a	a
	(2)	照会等のオンライン化の推進	a	a
	(3)	データ活用等による税務執行の効率化・高度化等	a	a
【業績目標1-2-3】事業者のデジタル化促進			A	A
施策	(1)	事業者のデジタル化関連施策の周知・広報	a	a
	(2)	関係省庁などの関係機関との連携・協力	a	a

※

(注)1 評価は、「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きい」、「C 目標に向かっていない」の5段階です。

2 (色付き)は、前年と異なる評価です。

3 欄外に※の表示がある目標については、評価理由等を6ページで説明しています。

3. 令和7事務年度の目標及び施策ごとの評価結果 ②

実績目標・業績目標・施策			評 定	
			6事務年度	7事務年度
	【実績目標(小)1-3】 納税者サービスの充実		A	A
	【業績目標1-3-1】広報・広聴活動等の充実		A	A
	施策	(1) 国民各層・納税者の方々への広報活動の充実	a	a
		(2) 租税に関する啓発活動	s	s
		(3) 関係民間団体との協調関係の推進	s	s
		(4) 地方公共団体との協力関係の確保	s	s
		(5) 国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応等	s	s
	【業績目標1-3-2】相談等への適切な対応		S	S
	施策	(1) 納税者からの相談等への適切な対応	s	s
		(2) 納税者からの苦情等への迅速・適切な対応	s	s
		(3) 改正消費税法への対応	s	s
	【実績目標(小)1-4】 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済		A	A
	【業績目標1-4-1】適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施		A	A
	施策	(1) 有効な資料情報の収集	a	a
		(2) 的確な調査事務の運営	a	a
		(3) 社会・経済状況に対応した調査への取組	a	a
		(4) 悪質な脱税者に対する査察調査の実施	a	a
	【業績目標1-4-2】期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組		S	S
	施策	(1) 期限内収納の実現に向けた各種施策の実施	s	s
		(2) 滞納を未然に防止するための取組	s	s
		(3) 効果的・効率的な徴収事務の運営	s	s
		(4) 滞納の整理促進への取組	s	s
		(5) 厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収	s	s
	【業績目標1-4-3】不服申立てへの取組		S	S
	施策	(1) 不服申立ての適正・迅速な処理	s	s
		(2) 裁決事例の公表の充実	s	s

(注)1 評価は、「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階です。

2 (色付き)は、前年と異なる評価です。

3 欄外に※の表示がある目標については、評価理由等を6ページで説明しています。

3. 令和7事務年度の目標及び施策ごとの評価結果 ③

実績目標・業績目標・施策				評 定	
				6事務年度	7事務年度
	【実績目標(小)1-5】 国際化への取組			S	S
	施 策	(1)	税務当局間の要請に基づく情報交換	S	S
		(2)	共通報告基準(C R S)に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施	S	S
		(3)	国別報告事項(C b C R)の情報交換の的確な実施	S	S
		(4)	相互協議事案の適切・迅速な処理	S	S
		(5)	外国税務当局との知見の共有	S	S
		(6)	開発途上国に対する技術協力	S	S
【実績目標(大)2】酒類業の健全な発達の促進				A	A
施 策	(1)	日本産酒類の輸出促進の取組	a	a	
	(2)	酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応	S	S	
	(3)	酒類の公正な取引環境の整備	S	S	
	(4)	構造・経営戦略上の問題への対応	S	S	
	(5)	独立行政法人酒類総合研究所との連携	S	S	
	(6)	20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進	S	S	
	(7)	酒類に係る資源の有効な利用の確保	S	S	
【実績目標(大)3】税理士業務の適正な運営の確保				S	S
施 策	(1)	税理士会等との連絡協調の推進	S	S	
	(2)	税理士等に対する指導監督の的確な実施	S	S	
	(3)	書面添付制度の普及・定着に向けた取組	S	S	

(注)1 評価は、「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階です。

2 (色付き)は、前年と異なる評価です。

3 欄外に※の表示がある目標については、評価理由等を6ページで説明しています。

4. 理由を付して評定を行った目標

目標	施策		評定理由等
	評定	評定	
【実績目標(小) 1-1】 税務行政の適正な執行	A	[実1-1-1] 関係法令の適正な適用と迅速な処理	b
		[実1-1-2] 税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等	a
		[実1-1-3] 守秘義務の遵守	a
		[実1-1-4] 職員研修の充実	s

(注) 上記の判定は、「『b』とされた施策が一部にとどまり、かつ他の施策の重要性が高いような場合には、適切な理由を付した上で、『A』とすることができる。」との評価マニュアルの規定によっています。

【参考 1】 国税庁におけるデジタル化に関する主な取組（令和 7 事務年度） ①

※ 詳細は評価書に記載

I 納税者の利便性の向上 ～あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指して～

○ オンライン申告等の推進 【業1-2-1-1】

確定申告に必要なデータを自動で取り込むことにより、数回の操作で申告が完了する仕組みの実現に向け、マイナポータルとのデータ連携対象を拡大（※ 1）

○ 利用者目線に立った情報提供 【業1-2-1-3】

国税庁ホームページの「タックスアンサー」や「チャットボット」について、税に関する情報をより分かりやすく、かつ的確に提供できるよう、税制改正や利用者アンケートを踏まえた回答文の改訂や回答精度の向上を図った

○ 申請・届出等の合理化・デジタル化 【業1-2-1-5】

各種申請・届出等について、手続自体の要否の見直しや記入項目の簡素化のほか、納税者目線に立った U I / U X の改善（※ 2）

※ 1 令和 7 年分確定申告から、生命保険契約等の一時金・年金の支払調書や、ふるさと納税以外の寄附金（日本ユニセフ協会、国境なき医師団日本への寄附金）に係る情報を新たにマイナポータル連携の対象とした。

2 令和 7 年分確定申告から、iPhoneにおいても「スマートフォンのマイナンバーカード」を利用することで、実物のマイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書の作成やe-Tax送信が可能となった。

Ⅱ 業務の効率化・高度化

○ 内部事務のセンター化の推進 【業1-2-2-1】

デジタル化を前提に業務の在り方の見直しを行い、内部事務を集約処理して業務の効率化を図るセンター化の推進

○ データ活用等による税務執行の効率化・高度化等 【業1-2-2-3】

申告漏れリスクの高い納税者の特定（※ 3）や滞納者への効率的な接触を図るためデータ及び A I を活用

データリテラシーレベルに応じた研修の実施などを通じた人材育成

※ 3 収集した様々なデータを、B A ツール・プログラミング言語を用いて統計分析・機械学習等の手法により分析することで、申告漏れの可能性が高い納税者等を判定し、その分析結果を活用することで、効率的な調査・行政指導を実施し、調査必要度の高い納税者には深度ある調査を行う取組を実施した。

Ⅲ 事業者のデジタル化促進

○ 事業者のデジタル化関連施策の周知・広報 【業1-2-3-1】

会計ソフトやデジタルインボイス等の各種 I T ツールのメリットやデジタル化・A I 導入補助金等の支援策の案内など、事業者の規模やデジタル化の進捗に沿った積極的な周知・広報を実施

【参考2】 評価基準（評価マニュアル）

施策の評価

1 「s+ 目標超過達成」

（①及び②をともに満たす場合）

- ① 主要な測定指標の実績値に、目標値を大幅に上回っているものがある。
例：実績値が目標値の120%を超過している場合
- ② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。

2 「s 目標達成」

（①から③までの全てを満たす場合）

- ① 主要な測定指標の実績値に、目標値を大幅に上回っているものがない。
- ② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。
- ③ 測定指標以外で「s 目標達成」と言い難い特段のネガティブな事情がない。

3 「a 相当程度進展あり」

（①及び②をともに満たす場合）

- ① 施策に係る主要な測定指標が全て「○」又は「△」（注1）である。
- ② 施策に係る測定指標に一つでも「△」又は「×」（注2）があるか、全ての測定指標が「○」で上記2③の事情がある。

4 「b 進展が大きくない」

（①及び②をともに満たす場合）

- ① 施策に係る主要な測定指標の一つでも「×」がある。
- ② 「c 目標に向かっていない」に該当しない。

5 「c 目標に向かっていない」

主要な測定指標の実績値が、目標値から大きく乖離している場合

例：実績値が目標値の50%を下回っている場合

目標の評価（下位目標がないもの）

- ・実績目標（大）2, 3
- ・実績目標（小）1-1, 1-5
- ・業績目標1-2-1~1-4-3

1 「S+ 目標超過達成」

施策の評価が「s+」又は「s」であり、かつ、一つ以上が「s+」

- （例） 施策① s+
施策② s
施策③ s

2 「S 目標達成」

施策の評価が全て「s」

- （例） 施策① s
施策② s
施策③ s

3 「A 相当程度進展あり」

施策の評価が全て「a」、又は「s」と「a」のみ

- （例） 施策① s
施策② s
施策③ a

4 「B 進展が大きくない」

施策の評価に「b」があり、かつ、「c」がない

- （例） 施策① s
施策② a
施策③ b

※ ただし、「b」とされた施策が一部にとどまり、かつ他の施策の重要性が高いような場合には、「評価の理由」欄で適切な理由を付した上で「A」とすることができる。

5 「C 目標に向かっていない」

施策の評価に「c」がある

- （例） 施策① s
施策② a
施策③ c

目標の評価（下位目標があるもの）

- ・実績目標（大）1
 - ・実績目標（小）1-2, 1-3, 1-4
- ※左記目標の評価と同様に行う。

1 「S+ 目標超過達成」

下位の目標の評価が「S+」又は「S」であり、かつ、一つ以上が「S+」

- （例） 下位の目標① S+
下位の目標② S
下位の目標③ S

2 「S 目標達成」

下位の目標の評価が全て「S」

- （例） 下位の目標① S
下位の目標② S
下位の目標③ S

3 「A 相当程度進展あり」

下位の目標の評価が全て「A」、又は「S」と「A」のみ

- （例） 下位の目標① S
下位の目標② S
下位の目標③ A

4 「B 進展が大きくない」

下位の目標の評価に「B」があり、かつ、「C」がない

- （例） 下位の目標① S
下位の目標② A
下位の目標③ B

5 「C 目標に向かっていない」

下位の目標の評価に「C」がある

- （例） 下位の目標① S
下位の目標② A
下位の目標③ C

（注）1 測定指標の「△」は、定量的測定指標においては、原則として、目標値と実績値の差が1%以下の場合、定性的測定指標においては、目標達成に近いが、達成したとまでは言えない場合とする。

2 実績値が目標値未満となった場合において、やむを得ない事情による外観上の未達成の場合には、「○」とした上で事情を説明する方法も認められる。